

参議院選挙区選出議員の 選挙区の定数の改正

選挙区間の定数
較差を是正

参議院選挙区選出
議員の選挙区の定数
が以下のとおり改正
されました。
(※)

(※)平成二十五年七月
二十八日に任期満了
を迎える参議院議員
の通常選挙から適用
となります。

改正内容

選挙区	改正前議員数	改正後議員数	増減
福島県	4	2	- 2
神奈川県	6	8	+ 2
岐阜県	4	2	- 2
大阪府	6	8	+ 2

この改正は、平成24年11月26日の公布日から施行され、施行日以後公示される参議院議員の通常選挙並びにその通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用されます。